

宮城県公報

行 宮 城 県
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 八 番 一 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の指定

○都市計画決定の図書の写しの縦覧

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

○都市計画事業の認可(二件)

○造成宅地防災区域の指定の解除(三件)

○土地改良事業計画の認可

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決

定

○開発行為に関する工事の完了

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

○宮城県市町村職員共済組合平成二十六年度決算の要旨の公表

○仙台市職員共済組合平成二十六年度決算の要旨の公表

○宮城県告示第六百六十八号

告 示

○宮城県告示第六百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十

ページ

一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二二〇〇七二	ケアステーションかすみ草 柴田郡柴田町船岡土手内二丁目十四番二十三号	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	株式会社かすみ草	平成二十七年 四月一日

○宮城県告示第六百六十九号

多賀城市から仙塩広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 津波復興拠点地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百七十号

多賀城市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 八・六・百三十二号史都中央通線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画道路事業

2 名称

三・三・十六号宮沢根白石線

三 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県仙台市若林区舟丁地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第六百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

名取市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画墓園事業

2 名称

一号 名取市民墓地公園

三 事業施行期間

平成二十七年六月二十三日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第六百七十三号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十四年宮城県告示第九百十四号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市藤倉一丁目六十九番百九十四、六十九番百九十七、六十九番百九十八、六十九番百九十九、六十九番二百、六十九番二百六十九及び六十二番一の一部並びに同二丁目六十二番四十、六十二番四十六、六十二番五十四、六十二番五十五、六十二番五十六、六十二番五十七、六十二番五十八、六十二番五十九、六十二番六十及び六十五番一並びに六十二番四十六地先の堤

○宮城県告示第六百七十四号

宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第百八十三号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市青葉ヶ丘一番二百三十、百四十六番九十七、百四十六番九十八、百四十六番百二、百四十六番百三、百四十六番百四、百四十六番百十二、百四十六番百十三、百四十六番百十四、百四十六番百十五、百四十六番百十六、百四十六番百十七、百四十六番百十八、百四十六番百十九、百四十六番百二十、百四十六番百二十一、百四十六番百二十二、百四十六番百二十三、百四十六番百二十四、百四十六番百二十五、百四十六番百二十六、百四十六番百二十七、百四十六番百二十八、百四十六番百二十九、百四十六番百三十、百四十六番百三十一、百四十六番百三十二、百四十六番百三十三、百四十六番百三十四、百四十六番百三十五、百四十六番百三十六、百四十六番百三十七、百四十六番百三十八、百四十六番百三十九、百四十六番百四十、百四十六番百四十一、百四十六番百八十一、百四十六番百八十二、百四十六番百八十三、百四十六番百八十五、百四十六番百八十六、百四十六番百八十七、百四十六番百八十八、百四十六番百八十九、百四十六番百九十、百四十六番百九十一、百四十六番百九十二、百四十六番百九十三、百四十六番百九十四、百四十六番百九十五、百四十六番百九十六、百四十六番百九十七、百四十六番百九十八、百四十六番百九十九、百四十六番百二十、七十一番三十四及び百四十六番百九十八の

各一部、同市字石田七十一番七、七十一番十一、七十一番十二、七十一番十四、七十一番十五、七十一番二十一、七十一番二十二、七十一番二十七、七十七番二、七十七番四及び七十七番十五並びに七十一番一、七十一番三十九及び七十七番一の各一部

○宮城県告示第六百七十五号

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第二十条第二項の規定により、平成二十五年宮城県告示第二百二十九号で指定した次の造成宅地防災区域の全部についてその指定を解除する。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市母子沢町百二十番二、百二十番四十二、百二十番四十三、百三十一番二十三、百三十一番二十七、百三十一番三十、百三十一番三十一、百三十一番三十四、百三十一番三十五、百三十一番三十九、百三十一番四十七、百三十一番四十八、百三十一番四十九、百三十一番五十、百三十一番五十二、百三十一番五十三、百三十一番五十四、百三十一番五十五、百三十一番五十七、百三十一番五十八、百三十一番五十九、百三十一番六十、百三十一番六十一、百三十一番六十二、百三十一番六十三、百三十一番六十四、百三十一番六十八、百三十一番六十九及び百三十一番七十並びに百二十番四十、百二十番四十一及び百三十一番六十七の各一部

○宮城県告示第六百七十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、鳴瀬土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画を平成二十七年六月十六日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年六月二十三日

宮城県東部地方振興事務所

所長 正 木 毅

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 拓桃医療療育センター移転業務 一式

- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 委託期間 契約締結の日から平成二十八年三月三十一日まで
- 4 履行場所 仕様書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外のもので開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者がその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者としてみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）
 第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 公告の日から過去五年以内に、医療法に基づく百床以上の病院の移転業務（入院患者に付き添い、移送する業務を含む。）に係る契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限
 宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班

（〒九九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一一一三三三五）へ平成二十七年七月三日（金）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等
 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県保健福祉部障害福祉課施設整備班（電話〇二二一一一三五五八）

2 入札説明書の交付期限
 平成二十七年七月二日（木）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年七月一日（水）までに1に掲げる場所へ申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
 入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期間及び場所
 (一) 提出期間 平成二十七年七月二十四日（金）午前九時から平成二十七年七月三十一日（金）午後五時まで
 (二) 場所 1に同じ。

(三) 郵送により入札書提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十七年八月四日（火）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十一階 一一〇一会議室
 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者
 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

6 その他
 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無
 7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

- 1 Nature of Service to be Procured : Relocation Service for Takuto Medical Treatment and Rehabilitation Center
- 2 Quantity of Service to be Procured : 1 set
- 3 Contract Information and Address for Distribution of Bid Instructions and Bid Submission : Facility Maintenance Section, Disabled Person's Welfare Division, Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government
38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan
Tel: 022-211-2558
- 4 Date and Time for Distribution of Bid Instructions : July 2, 2015 (Thurs), 5 : 00 p.m.
- 5 Application Deadline for Bid Participation Eligibility Screening (for companies without experience in bid participation with Miyagi Prefecture) : July 3, 2015 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 6 Application Deadline for Bid Participation (for all companies) : July 16, 2015 (Thurs), 5 : 00 p.m.
- 7 Executor of Bidding : Hiroyuki Yamashita, Director of Disabled Person's Welfare Division Health and Welfare Department, Miyagi Prefectural Government
- 8 Deadline for Bid Submission by Mail : July 31, 2015 (Fri), 5 : 00 p.m.
- 9 Deadline for Bid Submission in Person : August 4, 2015 (Tues), 10 : 00 a.m.
- 10 Location of Bid Selection : 1101 Meeting Room, 11th Floor of Miyagi Prefectural Government Building
38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 11 Date and Time of Bidding : August 4, 2015 (Tues), 10 : 00 a.m.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十七年年度沿岸部観光復興情報等発信業務

一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 経済商工観光部観光課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十七年四月二十四日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社第一広告社 仙台市青葉区一番町三丁目七番一号

五 契約金額 七千四百九十九万五千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号該当

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称 登米市中田町石森字加賀野田中七十九番三、八十番一、八十番四、八十一番、八十二番一、七十九番二の一部、八十番五の一部、八十二番二の一部、八十二番三の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 登米市迫町佐沼字中江二丁目七番地の十一 株式会社東北住販

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 緊急配備支援システム増設機器賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十五年二月二十八日まで

4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八一 宮城県警察本部庁舎ほか六十六か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城

県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年七月七日（火）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二―二二―一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限
平成二十七年七月七日（火）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年八月十七日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限
入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年八月二十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十七年八月二十一日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

- 四 入札に参加することができない者
- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
 - 3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。
 - 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
 - 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - 7 契約書作成の要否 要
 - 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
 - 9 詳細は入札説明書による。
- 六 概要
- Summary
- 1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, August 20, 2015, 5 : 00 pm.
 - 2 Item/Service Required : Lease of equipment for emergency deployment support system - 1 set
 - 3 Date and Place of Bid Selection : 202 conference room, Miyagi Prefectural Police

Headquarters, August 21, 2015, 9 : 30 am.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel: 022-221-7171 Ext. 2232

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合

理事長 布 施 孝 尚

平成二十七年六月二十三日

宮城県市町村職員共済組合平成26年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	21	1	17	51

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組合員数(人)	16,174	33	1,802	1	12	432	18,454
給料月額(千円)	長期	5,066,420	20,329	486,931	620	4,665	5,578,965
	短期	5,088,565	26,621	486,931	870	4,665	5,736,693
1人当たり 給料月額(円)	長期	313,245	616,045	270,217	620,000	388,792	309,564
	短期	314,614	806,712	270,217	870,000	388,792	310,864

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	19	2	3	1	1	1	27

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									
負担金	5,613,649	15,524,933		193,338	175,575				
掛金	5,775,335	8,848,264			169,442				
施設収入・商品売上						257,023			
連合会交付金	205			64,694				705	
利息及び配当金	385		123,714	127	331	667	577,804	144,593	2
その他収入	576,837			379	12,322	641	3,705	150	20,830
他経理から繰入金				25,179		90,000			
前年度繰越支払準備金	809,019								
計	12,775,430	24,373,197	123,714	283,717	357,670	348,331	581,509	145,448	20,832
(支 出)									
給付金	5,178,924								
負担金払込金		15,524,933							
掛金払込金		8,848,264							
役員給与				137,737	13,943	111,901	7,482	7,027	4,384
特定健康診査等費					23,288				
旅費・事務費				12,585	4,098	1,792	3,296	3,166	584
商品仕入						7,305			
飲食材料費						45,412			
委託費				4,563	5,909	6,429			
支払利息			123,714				471,849	115,805	9,330
老人保健拠出金	61								
退職者給付拠出金	401,080								
前期高齢者納付金	2,020,837								
後期高齢者支援金	1,920,424								
介護納付金	832,590								
連合会払込金	140,198							6,964	
連合会拠出金	522,229								
他経理へ繰入金	25,179				90,000				
その他支出	13,900			136,105	249,220	161,290	3,470	2,295	2,544
次年度繰越支払準備金	790,173								
計	11,845,595	24,373,197	123,714	290,990	386,458	334,129	486,097	135,257	16,842
差引当期利益金	929,835					14,202	95,412	10,191	3,990
差引当期損失金				7,273	28,788				
年度末支払準備金	790,173								
年度末資本剰余金				40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	1,171,794			341,371	1,237,059	50,887	1,868,209	618,953	167,218

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十七年六月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十六年年度決算の要旨を公告する。

平成二十七年六月二十三日

仙台市職員共済組合

理事長 稲 葉 信 義

仙台市職員共済組合平成26年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組合員数(人)	8,315	1	986	1	93	9,396
給料月額(千円)	長期	2,818,994	620	315,272	485	3,135,371
	短期	2,823,621	1,048	315,272		3,167,658
1人当たり 給料月額(円)	長期	339,025	620,000	319,749	484,700	337,028
	短期	339,582	1,048,000	319,749		337,164

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	4	1	5

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	業 務	保 健	貯 金	貸 付	預 託
(取 入)							
負担金	3,077,355	8,752,244	38,907	92,664			
掛金	3,104,645	4,997,462		89,463			
施設収入・商品売上							
利息及び配当金	111			26	142,308	76,774	52,783
その他収入	301,820		35,074			461	
他経理からの繰入金			12,834				
前年度繰越支払準備金	413,886						
計	6,897,817	13,749,706	86,815	182,153	142,308	77,235	52,783
(支 出)							
給付金	2,740,815						
役職員給与			34,792	3,731	1,612	5,962	
旅費・事務費			8,888	656	579	1,421	
委託費			5,995	3,246	558	586	
支払利息					122,847	52,780	52,783
連合会払込金	78,013	13,749,706				4,126	
連合会拠出金	291,195						
老人保健拠出金	31						
退職者給付拠出金	221,819						
前期高齢者納付金	1,560,302						
後期高齢者支援金	1,050,426						
病床転換支援金							
介護納付金	506,249						
他経理へ繰入金	12,834						
その他支出	2,554		36,150	152,657	542	1,283	
次年度繰越支払準備金	414,786						
計	6,879,024	13,749,706	85,825	160,290	126,138	66,158	52,783
差引当期利益金	18,793		990	21,863	16,170	11,077	
年度末支払準備金	414,786						
年度末資本剰余金				1,513			
年度末利益剰余金	671,049		43,818	409,634	380,644	1,157,013	